

令和8年度牛久市道路・公園照明灯LED化ESCO事業業務委託（～令和18年度）
公募型プロポーザル実施要領（案）

（趣旨）

第1 牛久市（以下「発注者」という。）は、温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素化社会を構築するための取組を推進している。また、令和3年に水銀ランプの製造及び輸出入が禁止され、さらに令和9年末までに蛍光灯の製造及び輸出入が禁止となることから、照明灯のLED化への対応が急務となっている。これらの状況を踏まえ、発注者が管理する道路照明灯及び公園照明灯（以下「道路等照明灯」という。）について、エネルギー効率の高いLED照明に更新することにより、温室効果ガス排出量削減、電気料金の削減、維持管理の省力化を図るため、省エネルギーに関する診断、設計・施工及び事業期間中における維持管理等の包括的なサービスを行う「ESCO（Energy Service Company）事業」により、道路等照明灯を一括してLED化するものである。この要領は、上記の事業の実施に向け、民間事業者から設備機器の維持管理及び改修工事等を含め適切かつ効果的な実施手法の提案を求め、受注候補者を選定するための公募型プロポーザルの内容を定めたものである。

（事業の概要）

第2 事業の概要は、次のとおりとする。

（1）事業の名称

令和8年度牛久市道路・公園照明灯LED化ESCO事業業務委託（～令和18年度）

（2）契約方式

ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）

本業務は、ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）で行うため、対象設備の改修に係る施工等初期費用は発注者が調達するものとする。受注者は、設備を設計・施工し工事完了後に発注者に対して対象設備の引き渡しを行った後、10年間の維持管理期間中、導入設備の維持管理等に係る業務（以下「ESCOサービス」という。）を行うものとする。

（3）契約期間

市議会の議決を得た日の翌日から令和19年3月31日まで

ESCOサービス期間：10年（令和9年4月1日から令和19年3月31日）

（4）事業対象

本事業のLED化更新対象灯数は、948灯とし、維持管理対象灯数は、1036灯とする。なお、道路等照明灯の内訳は、別紙「令和8年度牛久市道路・公園照明灯LED化ESCO事業業務委託（～令和18年度）仕様書」のとおりとする。

（5）事業内容

別紙「令和8年度牛久市道路・公園照明灯LED化ESCO事業業務委託（～令和18年度）仕様書」のとおりとする。

(6) 事業費の上限額

ア 総事業費

231,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

イ 初期費用額

200,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(ア) 道路照明灯：145,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(イ) 公園照明灯： 55,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ウ E S C Oサービス料（E S C Oサービス期間 10 年の総額）

31,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(ア) 道路照明灯：18,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(イ) 公園照明灯：13,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

・ただし、事業費の上限額は、E S C O事業の想定ベースラインに基づくものであり、契約時に同額による契約締結を保証するものではない。また、予算及び契約締結は議会の議決を要することから、これらの議決がない場合は契約として成立しない。

(応募条件)

第3 応募条件は、次のとおりとする。

(1) 応募要件

ア 本業務を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とする。

イ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1社選定し、その代表者が発注者との連絡窓口となり、事業の遂行の責を追う。

ウ 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にする。

エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案及び契約時に関する諸手続を行う。

オ グループの代表者及び構成員は、他のグループの代表者、構成員になることはできない。

(2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担うものとし、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。なお、構成員は複数の役割を兼務することができる。

(ア) 事業役割

発注者との連絡窓口となり、契約等の諸手続き及び業務の取りまとめを行い、事業遂行の責を追う。

(イ) 設計役割

設計・計画に関する業務を実施する。

(ウ) 施工役割

施工・施工管理に関する業務を実施する。

(エ) 維持管理役割

E S C Oサービス期間の維持管理に関する業務を実施する。

(オ) その他の役割

上記（ア）から（エ）のほか、必要な役割を担う。

イ グループで応募する場合は、企業間の役割に関する契約書又は覚書等など確実な執行体制が確

認できる書類を提出すること。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、単独企業で応募する場合は、ア、イ、ウ、エを満たせば足りるものとする。また、グループとして応募する場合は、グループとして次のすべての要件を満たすこと。

- ア 参加申請書及び資格確認書類により、本事業の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- イ 対象設備のエネルギー削減効果を提案できる者であり、削減量が達成できない場合は、補償措置を講じることができる者であること。
- ウ 維持管理、システムサポートを円滑に行うため、迅速な対応ができる者であること。
- エ 事業役割を担う者は、国（公団を含む。）又は地方公共団体と本業務と種類及び規模が同等以上（屋外照明灯LED化ESCO事業ギャランティード・セイビングス契約1,000灯以上）の契約を締結し、事業役割としての実績（契約履行中のものを含む。）を有している者で、茨城県内に本店又は営業所を有していること。また、当市の令和8・9年度の入札参加資格者名簿（物品・役務の提供）に登録申請をしている者であること。
- オ 施工役割を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく電気工事に係る建設業の許可を受けていること。ただし、下請契約の総額が5,000万円以上となる場合は、特定建設業の許可を受けていること。また、当市の令和8年度の入札参加資格者名簿（工事）において、「電気工事」の登録が有り、かつ、市内に本店を有している者であること。
- カ 維持管理役割を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく電気工事に係る建設業の許可を受けていること。また、当市の令和8年度の入札参加資格者名簿（工事）において、「電気工事」に登録が有り、かつ、市内に本店を有している者であること。

(4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者及びグループ構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 公告の日から企画提案書提出までの間に営業停止処分又は牛久市契約規定第35条及び第36条別表第6・第7に基づく指名停止の措置を受けている者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- エ 直近1年間の法人税、事業税、住民税を滞納している者
- オ 牛久市暴力団排除条例（平成26年牛久市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者と認められる者
- カ 他の応募者との間に資本関係又は人的関係が認められる者

（応募に関する留意事項）

第4 応募に関する留意事項は、次のとおりとする。

(1) 費用負担

提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

- ア 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。
- イ 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、発注者と協議を行い、発注者がこれを認めたときはこの限りでない。
なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。
- ウ 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- エ 提出書類は、原則として公表しない。ただし、牛久市情報公開条例（平成11年牛久市条例第34号）に基づく開示請求があった場合は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報その他の同条例第7条に規定する非公開情報を除き、この限りでない。
- オ 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

(3) 発注者からの提供資料の取扱い

発注者が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(4) 知的財産権の取扱い

本事業の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、施工材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

(5) 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は、その提出書類は無効とする。

(7) 構成員の変更禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、発注者と協議を行い、発注者がこれを認めたときはこの限りでない。

(受注候補者選定の流れ)

第5 受注候補者選定の流れは、次のとおりとする。

(1) 応募者の要件

応募者は、「第3 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認

応募資格の確認により条件を満たした応募者に対し、企画提案書の提出を電子メールで要請する。

(3) 最優秀及び優秀提案の選定

「牛久市道路・公園照明灯LED化ESCO事業プロポーザル方式選定審査委員会」（以下「選定委員会」という。）により、最優秀応募者1者（以下「優先交渉権者」という。）及び優秀提案者1者（以下「次点交渉権者」という。）を選定する。応募者が1者であった場合でも、発注者の定める評価得点を上回る提案であった場合は優先交渉権者として選定する。選定結果については、各応募者に参加申請書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで審査結果を通知する。

(4) 詳細協議

優先交渉権者は、企画提案書等の内容を基に、発注者と業務の詳細や契約の締結について必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。

(5) 受注候補者の選定

発注者は、優先交渉権者との協議が整い次第仮契約を締結し、仮契約は議会の議決をもって契約として成立する。なお、優先交渉権者との協議が整わなかった場合又は優先交渉権者の失格事由若しくは不正と認められる行為等が判明した場合は、次点交渉権者と詳細協議を行う。

(実施スケジュール)

第6 本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

| | 項目 | 日時等 |
|---|--------------------------|--------------------------------------|
| ① | 実施の公告 (市ホームページで公開) | 令和8年2月13日(金) |
| ② | 質疑の受付 | 令和8年2月13日(金)から令和8年2月19日(木) 午後4時まで |
| ③ | 質疑に対する回答 (市ホームページで公開) | 令和8年2月24日(火) |
| ④ | 参加申請書の受付 | 令和8年2月13日(金)から令和8年3月3日(火) 午後4時必着 |
| ⑤ | 参加資格審査及び結果通知 | 令和8年3月6日(金)午後4時までに通知 |
| ⑥ | 企画提案書の受付 | 令和8年3月6日(金)から令和8年3月19日(木) 午後4時必着 |
| ⑦ | プレゼンテーションの実施 | 令和8年3月26日(木) |
| ⑧ | 優先交渉権者の決定 | 令和8年3月31日(火) |
| ⑨ | 選定結果通知(詳細協議) | 令和8年4月1日(水)から令和8年4月14日(火) |
| ⑩ | 仮契約 | 令和8年4月下旬 |
| ⑪ | 契約締結 | 令和8年6月下旬 |
| ⑫ | 現地調査・設備改修 | 契約締結日の翌日から令和9年3月 |
| ⑬ | ESCOサービス期間 | 令和9年4月1日(水)から令和19年3月31日(火) |

スケジュールは、必要に応じて変更できるものとする。

(質疑及び回答)

第7 質疑及び回答は、次のとおりとする。

(1) 質問方法

本実施要領及び仕様書の内容に関する質問について、質問書(様式第1)を使用し、第16に示す事務局宛に電子メールで送信する。電子メールの件名は、「【質問書送付】令和8年度牛久市道路・公園照明灯LED化ESCO事業業務委託(～令和18年度)」と記載すること。

(2) 受付期間

令和8年2月13日(金)から令和8年2月19日(木)午後4時まで(必着)

(3) 回答方法

提出された質問を取りまとめ、令和8年2月20日（金）に発注者ホームページで公表することとし、口頭による個別対応は一切行わないものとする。なお、回答内容は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(4) その他

- ア 質問は、電子メールのみとし、電話、来訪による口頭、FAX、持参は不可とする。また、指定様式によらない質問書及び質問期間を過ぎた質問書は、受け付けない。
- イ 質問は、1質問につき質問書（様式第1）1枚を使用する。
- ウ メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。なお、開庁日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。
- エ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

（参加申請書・資格確認書類の提出）

第8 参加申請書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が証明できる書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したもの有効とする。

(2) 受付期間

令和8年2月13日（金）から令和8年3月3日（火）午後4時まで（必着）

受付時間は、開庁日の午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

(3) 提出場所

第16に示す事務局へ提出する。

(4) 提出書類

次の提出書類にそれぞれ書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正本1部、副本1部）提出すること。

ア 参加申請書（様式第2）

グループで参加の場合は、代表者名で作成し提出すること。

イ グループ構成表（様式第3）【グループで参加の場合のみ】

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、施工役割、維持管理役割など）を明確にすること。

ウ グループ構成員間での契約書又は覚書等【グループで参加の場合のみ】

エ 印鑑証明書（写し可）

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたもの

オ 商業登記簿謄本（写し可）

現に効力を有する謄本で、受付日前3か月以内に発行されたもの

カ 納税証明書（写し可）

最新決算年度の確定申告分の法人税、茨城県が発行する法人事業税及び本市が発行する法人市民税の納税証明書（茨城県及び牛久市において課税が無い場合は、本店が所在する地方自治体が発行する納税証明書を提出すること。）

- キ 財務諸表（写し可）
最新決算年度とその前年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの
- ク 会社概要
A4判用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの
(ア)企業概要（様式第4の1）
(イ)企業状況表（様式第4の2）
(ウ)有資格技術職員内訳表（様式第4の3）
(エ)各役割の業務実績表（様式第4の4）
(オ)ESCO事業関連事業実績一覧表（様式第4の5）
- ケ 建設業の許可証明書の写し（施工役割、維持管理役割を担う者のみ）
- コ 各有資格者免許証の写し
ク（ウ）に記載した有資格技術職員のうち、各代表1名分の資格者証（表・裏）の写し
- サ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第5）
- ※提出書類エ、オ、カ、キ、ク、コ、サは、グループで参加の場合は、構成員全てが提出すること。

（参加資格の審査及び結果通知）

第9 応募者には、令和8年3月6日（金）午後4時までに参加申請書に記載されたメールアドレス宛に審査結果通知する。応募要件を満たした応募者には、併せて企画提案要請書を電子メールにて送付する。

（企画提案書の提出）

第10 企画提案書の提出は、次のとおりとする。

（1）提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合においては、発注者への送達が証明できる書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものと有効とする。

（2）受付期間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月19日（木）午後4時まで（必着）
受付時間は、開庁日の午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

（3）提出場所

第16に示す事務局へ提出する。

（4）企画提案時の提出書類

第13に示す企画提案書の作成要領に従い、作成すること。

（参加辞退）

第11 企画提案要請書を送付された応募者が参加を辞退する場合は、企画提案書受付の締切日の前日の開庁日である令和8年3月18日（水）午後4時までに提案辞退届（様式第6）を第16に示す事務局へ電子メールにて提出すること。

(提案条件)

第12 提案条件については、次のとおりとする。

- (1) ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）を実施すること。
- (2) 事業費が各照明灯の上限額内であること。
- (3) 発注者の事業スケジュールに基づき、調査、施工等を遂行すること。
- (4) E S C O 契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額に届かなかった場合、その分を補償すること。
- (5) 年間点灯時間は、道路照明灯 4,000 時間、公園照明灯 4,000 時間とすること。
- (6) 電気料金の計算は、東京電力株式会社が公表している令和 7 年 5 月の公衆街路灯 A の電灯料金、燃料調整費、再生可能エネルギー発電促進賦課金、需要家料金の単価をもとに算出すること。なお、需要家料金は 1 灯ごとに計上するものとし、電気料金削減の計算に当たっては、公衆街路灯 A 契約の W 数の変更による差額をもとに算出すること。
- (7) C O 2 排出量の計算は、電力使用に伴う C O 2 排出係数は、0.000423 t - C O 2 / k W h とし、C O 2 排出に関する計算を行うこと。
- (8) 維持管理計画書を提出し、発注者の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行うこと。
- (9) E S C O サービス期間中に発注者が新設及び開発行為等により管理者以外の者が設置し、発注者に移管されるものについても、管理システムデータに反映し、契約終了まで維持管理を行うこと。)
- (10) 「第 6 実施スケジュール」で示した工事期間内に受注者の責により工事が完了しない場合、工事が完了するまで電気料金を含む遅延に起因する費用は受注者が負担すること。

(企画提案書の作成要領)

第 13 企画提案書の作成要領は、次のとおりとする。

(1) 形式

- ア サイズ：A 4 判用紙（縦）
- イ 文字方向：横書き（図表等に含まれる文字を除く。）
- ウ 印刷方法：両面、左綴じ、カラー印刷
- エ 文字ポイント：10.5 ポイント以上とする。（図表等に含まれる文字を除く。）
- オ ページ番号：表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと。
- カ その他：文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない。

各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。

使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類

次の提出書類を作成し、それぞれ書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A 4 縦長ファイルに綴じたものを 2 部（正本 1 部、副本 1 部）提出すること。

- ア 企画提案書提出届（様式第 7）
- イ 企画提案総括表（様式第 8 の 1 から様式第 8 の 3）
- ウ 事業資金計画書（様式第 9 の 1 から様式第 9 の 2）

- エ 現地調査及び電力契約調査・照合に関する提案書（様式第 10）
- オ 管理システムに関する提案書（様式第 11）
- カ 使用機器提案書（様式第 12）
- キ 工事中の対応・廃棄リサイクル計画書（様式第 13）
- ク 維持管理等提案書（様式第 14）
- ケ 業務工程計画（様式第 15）
- コ 市内工事業者の活用に関する提案書（様式第 16）
- サ 省エネルギー効果の計測・検証計画書（様式第 17）
- シ 契約終了後の対応（様式第 18）
- ス その他独自の提案（様式第 19）

（提案内容の審査及び結果通知）

第 14 提案内容の審査及び結果通知

- (1) 提出された企画提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるため、プレゼンテーションを実施する。
 - ア 実施日時：令和 8 年 3 月 26 日（木）
 - イ 実施場所：牛久市役所
(詳細な日時、会場、方法等については、各応募者へ別途通知する。)
 - ウ 提案時間：説明 20 分以内 選定委員による質疑 10 分程度
 - エ 参加人数：1 者につき 5 名以内
 - オ プrezentationにおいて PowerPoint 等を用いた資料の使用を認めるが、企画提案書に記載した事項以外の内容を記載しないこと。
 - カ プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するが、パソコンについては、原則参加者で用意すること。
- (2) 企画提案書及びプレゼンテーションを基に「牛久市道路・公園照明灯 LED 化 ESCO 事業プロポーザル方式選定審査委員会」において審査する。
 - ア 評価項目・配点：別表 1 のとおり
 - イ 評価基準：別表 2 のとおり
 - ウ 得点算出
 - (ア) 各選定委員の各評価項目における採点による得点（「配点」×「採点」＝「得点」）を算出する。
 - (イ) 全評価項目の得点を合計して、当該応募者の得点を算出する。
 - (ウ) 上記（イ）による全評価者の得点を合計して合計得点を算出する。
 - エ 優先交渉権者の選定
最低基準点（最高得点の 70% 以上）を満たし、最も高い合計得点の者を優先交渉権者として決定する。なお、選定委員会は非公開とし、選定結果に対しての異議申し立ては一切受け付けない。
- (3) 選定結果については、令和 8 年 4 月上旬に各応募者に参加申請書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで審査結果を通知する。また、発注者ホームページにて公表する。

(4) 次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ア プレゼンテーションに参加しない場合
- イ 災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 企画提案書の提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- オ 提案の事業費が限度額を超えている場合
- カ 本実施要領に違反すると認められる場合

(支払の概要)

第 15 支払いについて、次のとおりとする。

(1) 初期費用額 令和 9 年 3 月末（予定）

初期費用額のうち、契約書に基づく工事の進捗状況に応じ、牛久市契約規則第 49 条に定められた条件に従い、部分払を受けることができる。部分払を行うにあたっては、工事の履行状況が契約内容に適合していることが確認された場合に限り、その金額を支払う。

(2) E S C O サービス料 令和 9 年 4 月から令和 19 年 3 月まで年額均等年度末払い

(事務局)

第 16 事務局は、次のとおり設置する。

〒 300-1292 茨城県牛久市中央 3 丁目 15-1

牛久市建設部 道路整備課・都市計画課 分庁舎 2 階

担当者（道路）：道路整備課 斎藤※窓口

担当者（公園）：都市計画課 淀川

電話：029-873-2111（内線）道路整備課 2513、都市計画課 2524

e-mail：douro@city.ushiku.ibaraki.ushiku.jp

別表1 提案評価項目・配点表

| 区分 | 項目 | No. | 内容 | 内訳 | 配点 |
|------------|------------|-----|--|-----|----|
| 1 基本事項 | 事業遂行能力 | 1 | 本事業内容を遂行できる能力を有すると認められるか | 5 | 10 |
| | 実績 | 2 | E S C O事業の実績があり、確実な履行が見込まれるか | 5 | |
| 2 経済性評価 | 事業費 | 3 | 提案額(初期費用額及びE S C Oサービス料)が少ないか | 10 | 20 |
| | 削減保証 | 4 | 電気料金の削減保証が確実で、本市の保証利益額が大きいか | 10 | |
| 3 技術的評価 | 現地調査 | 5 | 調査方法について、高い精度が期待できるか | 5 | 30 |
| | 施工計画 | 6 | 調査・施工等が期限内に完了できる計画になっているか | 5 | |
| | 施工体制 | 7 | 地元業者を活用できる体制となっているか | 5 | |
| | 電力契約 | 8 | 市の管理情報と電力会社との契約情報の不整合を最小限とする提案がなされているか | 5 | |
| | 灯具選定 | 9 | 照度、消費電力、耐久性などが優れている信頼性の高い製品であり、設置場所に応じた灯具選定がされているか | 5 | |
| | 管理システム | 10 | 管理システムの操作性や信頼性などに優れているか | 5 | |
| 4 維持管理 | 維持管理 | 11 | 不具合時等の対応や市民からの要望等に対応できる管理体制であるか | 10 | 15 |
| | 緊急時の対応 | 12 | 緊急時や事故発生時など、復旧体制が十分に構築され迅速な対応が期待できるか | 5 | |
| 5 環境的評価 | 環境への配慮 | 13 | リサイクル及び破棄処分に係る計画が適正であるか | 5 | 15 |
| | 省エネ効果 | 14 | 消費電力、電気料金、温室効果ガス排出量の削減量が大きく、計測・検証が適切であるか | 10 | |
| 6 事業者提案 | 契約期間終了後の対応 | 15 | 契約期間終了後の対応について、具体的な提案があるか | 5 | 10 |
| | 独自の提案 | 16 | 事業者独自の創造的な提案事項等が提案されているか | 5 | |
| 合計 | | | | 100 | |

別表2 評価基準

| 評価基準 | 採点 |
|-----------|--------|
| 非常に優れている | 配点×1.0 |
| 優れている | 配点×0.8 |
| 標準的 | 配点×0.6 |
| 標準より劣る | 配点×0.4 |
| 標準よりさらに劣る | 配点×0.2 |